社会保険労務士法人 OCHI OFFICE 事務所便り 2022年5月号

- ■最新・行政の動き
- ■ニュース
- ■送検
- ■監督指導動向
- ■実務に役立つ Q&A
- ■今月の実務チェックポイント

◆最新・行政の動き

厚労省は、「自動車運転者の労働時間等の改善基準の在り方について」(中間とりまとめ)を公表しまし た。労働政策審議会のバスおよびハイヤー・タクシー作業部会の報告を踏まえてまとめたもので、改善基準 告示の見直しの方向性を明らかにしています。

バス運転者とタクシー運転者(日勤)ともに、現行基準では継続8時間以上と定めている1日の休息時間 について、9時間を下限に設定するとともに、11時間以上を努力義務とするのが適当としています。

また、原則 13 時間以内・最大 16 時間としていた 1 日の拘束時間は、原則 13 時間以内・最大 15 時間に 見直し、1日14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めることとしています。

具体的な回数は、通達で「週に3回以内」と明示する方針で、改正改善基準告示の施行は令和6年4月1 日を予定しています。

<連絡先>

社会保険労務士法人 OCHI OFFICE

足利オフィス:栃木県足利市葉鹿町 1-28-32

電話:0284-64-1522 FAX:0284-64-0245

太田オフィス:群馬県太田市東別所町 88-6

電話:0276-57-6623 FAX:0276-57-6624

OCHIOFFICE 検索

■越智法務行政書士事務所



◆ニュース

「カスハラ」マニュアル公開 行為態様別に対応方法示す

厚労省は、カスタマーハラスメント対策企業マニュアルを作成しました。

マニュアルでは、事前の準備として、事業主の基本方針・基本姿勢の明確化と従業員への周知・啓発、 従業員(被害者)のための相談体制整備、対応方法・手順の策定、社内対応ルールについての従業員等へ の教育・研修等に取り組むべきとしています。

また実際に起きた際の対応として、事実関係の正確な確認と事案への対応、従業員への配慮の措置、再発防止のための取組等を提示しています。

カスハラの行為態様として、時間拘束型、リピート型、暴言型、暴力型、威嚇・脅迫型、権威型、店舗外拘束型、SNS/インターネット上での誹謗中傷型、セクシュアルハラスメント型――の9つを挙げ、それぞれの対応方法を明記しています。

従業員承継 後継者候補へ早期教育を 多様な役割任せ

中小企業庁は、5年ぶりに事業承継ガイドラインを改訂し、近年増加している「従業員承継」についての解説を充実させました。

実際に従業員承継を実施した事業者へのヒアリングを基に、後継者の選定や育成プロセスなどのあり方について、事例を交えて紹介しています。

また、従業員承継に先立つ後継者教育について、早い段階から着手することが必要としています。

具体的に取り組むべき3つのポイントとして、①後継者候補に対し、経理、総務、営業や経営企画に至るまで幅広い業務を経験させる、②社内の重要プロジェクトの遂行に従事させる、③後継者塾や経営者会合などに参加させる――を挙げ、早期から選抜して育成を進めることで、後継者候補に事業の将来性や経営への理解を促し、役員や従業員などの関係者から信頼を得ることにもつながるとしました。

改正下請指導ガイドライン 偽装一人親方の排除図る

建設業における社保加入など規制逃れを目的とした"偽装一人親方"を防止するため、令和4年4月から、改正社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインが施行されました。

適正な一人親方を「請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主」と定義するとともに、元請企業の役割・責任として新たに「一人親方の実態の適切性の確認」を盛り込んでいます。

元請企業においては、一人親方とされる技能者が、工事を請け負う個人事業主として入場するのか、または、実態として雇用契約を締結すべきと考えられる雇用労働者として入場するのか、十分確認する必要があるとしました。

国交省作成の「働き方自己診断チェックリスト」に照らし、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として扱っていることが疑われる下請企業に対しては、雇用契約の締結や、働き方に合った社会保険の加入および法定福利費の確保を促すとし、再三の指導を行っても改善が認められなければ、その企業の現場入場を拒否することとしています。

◆送検

無効な 36 協定で違法残業 実習生を代表に指名 岩国労基署

山口・岩国労基署は、ベトナム人技能実習生2人に違法な時間外・休日労働を行わせたとして、縫製業者と同社の労務管理責任者を、労働基準法第32条(労働時間)と第35条(休日)違反の疑いで山口地検岩国支部に書類送検しました。

時間外・休日労働は最長の実習生で月 135 時間に上り、そのうち 15 時間は2日間の休日労働によるものでした。

同社が届け出ていた 36 協定について、労働者の過半数代表者とされていた実習生が内容を全く理解しておらず、一方的に指名して締結させたとみられるため、無効と判断しました。

同労基署は、「実習生を代表にするのは問題ないが、民主的な方法で選出する必要がある」との見解を示し、「仮に協定が有効だったとしても、時間外労働の上限規制を超えて働かせているため違法である」としました。

◆監督指導動向

社会福祉施設 2割が休憩時間確保せず 彦根労基署

滋賀・彦根労基署が管内の社会福祉施設全387事業場に求めた自主点検の結果によると、休憩時間を確保していない事業場が約2割に上ることが判明しました。

理由として「施設利用者の状況に左右されるため」と答えた事業場が約8割を占め、災害につながりそうな事例を集めて未然に防ぐヒヤリハット活動については、「利用者に係る活動のみを実施」と回答した事業場が全体の3割を占めました。

同労基署では、労災増加の原因として、利用者サービスの対策にのみ重点が置かれている傾向を危惧し、労働者に関するヒヤリハット事例を収集する強化期間を設けるなど、対策を進めるよう呼び掛けています。



◆実務に役立つQ&A

2人同時に受給? 同じ家族へ介護休業で

ある従業員から、「配偶者の母が要介護状態になり現在は配偶者が介護しているが、2人で協力して進めたいことがあるため、介護休業を取得したい」という相談がありました。配偶者は介護休業給付を受給予定で、本人も取得を考えているようでしたが、同時に複数人が受給できるものなのでしょうか。

介護休業給付は、要介護状態にある対象家族を介護するために休業した日について支給されます。対象家族に含まれるのは、被保険者の配偶者および父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫のほか、配偶者の父母も該当します(雇保法 61 条の 4、雇保則 101 条の 17)。

同じ対象家族につき3回まで分割して取得可能で、上限は合計93日です。支給額は、休業開始時賃金日額の67%で、分割取得した場合は、休業開始時賃金日額が休業ごとに計算し直されます(雇用保険業務取扱要領)。

ある対象家族について複数の被保険者が同時に介護休業を取得したとしても、各々が支給要件を満たせば、給付の受給が可能とされています(厚労省Q&A)。ご質問のように期間が被る場合のほか、たとえば本人が上限に達した後に配偶者が休業を開始するなど、被らない取り方も可能です。

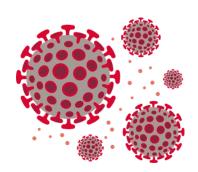
◆今月の実務チェックポイント

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

今回は新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について説明します。

○新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の対象者

- ① 新型コロナウイルス「陽性」の方
- ② 新型コロナウイルス「陰性」で発熱等の症状のある方
- ※「陰性」で症状のない方は対象になりません。
- ①または②に該当する方で、傷病手当金の支給要件を満たしている方



被保険者には自覚症状はないものの、検査の結果、「新型コロナウイルス陽性」と判定され、療養のため 労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されます。一方、自覚症状がないものの、家族が感染 し濃厚接触者になった等の事由において、本人が休暇を取得した場合には傷病手当金は支給されません。

※傷病手当金は、本人が「業務外の理由による傷病等の療養のため、労務に服することができないとき」 に給付されるため支給されません。

〇傷病手当金支給申請書の4ページ目(療養担当者記入用)に担当医師から証明が受けられない場合

PCR 検査により陽性と判明したものの、自宅または指定されたホテル等の療養施設で待機を命じられ、 実際に医療機関を受診した日と休み始めた日が異なるときや、医師が労務不能と認めた日の終了日以降、 まだ体調がすぐれず自宅で療養したとき、退院後の自宅療養期間があるときなどは、「療養状況申立書」(傷 病手当金用)を添付します。

- ※療養状況申立書(傷病手当金用)については、全国健康保険協会の各都道府県支部のホームページから ダウンロードまたは郵送で取り寄せることができます。
- ※健康保険組合等に加入の場合は、各健康保険組合により書式が異なりますので、加入している健康保険組合等にご確認をお願いします。
- ※保健所から新型コロナウイルス陽性に関する証明書や療養に関する指示書の交付を受けている場合は、その証明書・指示書についても添付します。